

平成 24 年 荒尾市成人式にどうぞご出席ください



1・2 平成 23 年荒尾市成人式。
1…受付で再会。
2…新成人代表の挨拶
3 平成 22 年成人式。
出身小学校ごとの記念撮影。

- 日時 平成 24 年 1 月 8 日 (日)
午後 2 時～ 4 時
(受付…午後 1 時 30 分～)
 - 場所 文化センター大ホール
 - 対象 平成 3 年 4 月 2 日～平成 4 年 4 月 1 日生まれの人
- ※市外に住民票がある人で、本市の成人式に出席を希望する人は、事前に当日の受付名簿を作成しますので「名前、生年月日、連絡先(電話番号など)」を問い合わせ先へご連絡ください。ただし、事前の連絡ができなかった人も、当日受付ができます。なお、市内に住民票がある人は、連絡の必要はありません。
- ※市内・市外在住者とも成人式の案内通知などは行ないませんので、お誘い合わせのうえご出席ください。

現在、新成人の校区代表者が集まって、成人式について話し合い、準備を行っています。その結果、今年の成人式ではアトラクション(荒尾太鼓)、式典、記念行事(新成人の撮影によるビデオレター(小中学生時代の恩師からのお祝いメッセージ)、記念写真撮影)を予定しています。

社会教育課 ☎ 63-1681

つけていますか？住宅用火災警報器

平成 23 年 6 月 1 日から、住宅用火災警報器の設置が義務付けられていますが、荒尾市の設置率は 57.84% (平成 23 年 10 月 10 日現在) となっています。

これまで荒尾市内でも、住宅用火災警報器が作動したことで大きな火災にならずに済んだ事例が確認されています。これから火災の多い時期を迎えるにあたり、防火対策としてたいへん効果的です。まだ設置していないお宅は、早めに設置しましょう。

- 設置が必要な場所 就寝室と階段
- 取付方法 天井や壁に、ネジで取り付けます。
- 購入先 電気器具販売店、ホームセンター、家電量販店で購入できます。
- ※「NS マーク」(日本消防協会認定) が表示されているものをお勧めします。
- ご注意ください 不適正な訪問販売でのトラブルが多発しています。消防職・団員は訪問販売を行いません。



問くらしいきいき課 ☎ 63-1335

ご存じですか？障がい者への手当制度

特別障害者手当・障害児福祉手当
・特別児童扶養手当

在宅の重度障がい者に対し、障がいのために生じる特別の負担の手助けとして手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的とした制度です。制度の利用については、お問い合わせください。

特別児童扶養手当の認定基準に発達障害が明記されました

特別児童扶養手当の障害程度認定要領が一部改正され、平成 23 年 9 月から発達障害の認定基準が明記されました。

これにより、日常生活への適応性の程度によっては、発達障害の診断を受けている 20 歳未満の児童を養育している保護者に対して、特別児童扶養手当が支給される場合があります。

なお、申請には医師の診断書や戸籍謄本などの添付書類が必要になりますので、事前にご相談ください。

●支給要件

障がいの種類	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当
支給要件	20 歳以上の人で、政令で定める程度の重度の障がい状態にあるため、日常生活で常時の介護を必要とする人。	20 歳未満の人で、政令で定める程度の重度の障がい状態にあるため、日常生活で常時の介護を必要とする人。	20 歳未満の身体または精神に中度以上の障がいを持つ児童を監護する父・母または父母に代わって児童を養育している人。
※右に当てはまる場合は、支給できません	<ul style="list-style-type: none"> ① 手当を受ける人、配偶者、生計を維持する扶養義務者のいずれかの人の前年の所得が一定額以上である場合 ② 障がい者が施設に入所している場合(施設への通所を除く) ③ 障がい者が病院または診療所に 3 カ月以上入院した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童が施設に入所している場合(施設への通所、養護学校の寄宿舎を除く) ② 児童が障がいを支給理由とする公的年金を受給している場合(その全額が支給停止されている場合を除く) ③ 児童の前年の所得や、児童の配偶者・扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ① 手当を受ける人または児童が日本に住んでいない場合 ② 児童が児童福祉施設に入所している場合(母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く) ③ 児童が障がいを支給理由とする公的年金を受給している場合(その全額が支給停止されている場合を除く) ④ 手当を受ける人、配偶者、生計を維持する扶養義務者いずれかの人の前年の所得が、一定額以上である場合

宮内出目区に屋外放送設備を増設

宝くじ助成
「地域防災組織育成」



▲市役所敷地内に増設されたスピーカー。

(財)自治総合センターが実施する「宝くじ助成事業」で、宮内出目区に災害時の情報伝達のための屋外放送設備が増設されました。

同助成事業は、宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、コミュニティ活動に助成を行い地域コミュニティの健全な発展を図る目的で実施されています。

この屋外放送設備の設置により、宮内出目区の特に災害時に沿岸地域住民への迅速な情報伝達が期待されます。

このコミュニティ活動備品は、コミュニティの健全な発展を図ることを目的とした宝くじのコミュニティ助成事業により整備されました。



問くらしいきいき課 ☎ 63-1395

問福祉課 ☎ 63-1406